

評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みやぎ福社会（以下「法人」という。）の定款第8条に基づき評議員の報酬について規定するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 評議員報酬
- (2) 評議員旅費

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(評議員報酬)

第4条 評議員報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、5000円支給する。

(評議員報酬の支払)

第5条 評議員報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅費)

第6条 旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

付 則

この規程は、（平成29年4月1日）より施行する。

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みやぎ福祉会（以下「法人」という。）の定款第21条に基づき役員の報酬について規定するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 役員報酬
- (2) 役員旅費

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(役員等の報酬総額)

第4条 理事に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、報酬として支給することができる。監事に対して、各年度の総額が25万円を超えない範囲で、報酬として支給することができる。

(役員報酬)

第4条 役員報酬は、役員が理事長の招集に応じ理事会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

- 2 監事が会計監査のため出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。
- 3 理事及び監事が評議員会に説明のため出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

(役員報酬の支払)

第6条 役員報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅費)

第7条 旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

(適用除外事項)

第8条 施設の職員を兼務する場合は、この規程を適用しない。

付 則

この規程は、法人設立の日（平成28年4月1日）から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。